

# 城北中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月30日改訂

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) いじめの定義・学校及び学校の教職員の責務

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以上をいじめの定義と捉え、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる可能性のあるものとして、日頃から、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

- ・いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- ・いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる行為である。

以上の2点を基本的な考えとし、何より学校は生徒が周囲の友人や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒が一人一人大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けられる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止・いじめ問題対策組織

いじめ防止対策として、「いじめではない」と判断しがちな「何気ない一言や、何気なく行われた」ことについても、その後の生徒の様子をよく観察し、精神的な面にまで目を向けるように留意する。

また、「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒や保護者からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、長期欠席担当、該当学級担任、スクールカウンセラー、学校相談員、登校支援員、スクールソーシャルワーカー等で構成する。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 生活アンケートや心のアンケート、webQJ 診断、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・ 被害生徒の保護者との連絡を密に取り、学校側の対応方針や加害生徒への対応などの情報をなるべく早く報告する。

### 3 令和8年度の取組

#### (1) 昨年度の実態や対応から明らかになった課題

- ① SNS上でのメッセージのやりとりの記録を、他の人やグループへ転送してしまい、噂話が広がり人間関係に不安を抱いてしまう事案があった。
- ② 市から貸与されたタブレット端末を使用して、学校生活の一場面を無断で撮影し、自宅で私的な端末へ移行させてしまう事案があった。
- ③ 級友の発言に対して、相手の気持ちを考えず過度にからかってしまい、相手を嫌な気持ちにさせてしまう事案があった。

#### (2) 課題を解消するための今年度の取組

- ① ほぼすべての生徒が、何らかの端末を使用してSNSを利用している。生徒にとって日常的なものとなっていることを理解し、教育活動全体を通じて情報モラルに対する意識が高まるように継続的に指導をする。

##### 【具体的な取組】

- ・ 道徳、特活や全校集会などで生徒の実態に応じてSNS関連の話をする中で情報モラルに関する意識を高められるようにする。
- ・ 特に問題が起きやすい夏季休業の前に「情報モラル教室」を開催し、実際の事例をもとに専門家の話を聞くことで未然防止に努める。
- ・ 入学説明会等で保護者に向けてSNSの利用に関する生徒の実態を話すことで、家庭でのルール作りや端末を使用することのリスクについても理解をしていただき、家庭でSNSの使用についての意識を高められるようにする。

- ② 些細なやりとりからいじめに発展してしまうケースがある。不安な思いを打ち明けられるように、担任をはじめ、教職員に安心して相談できる関係づくりが重要である。また、人はそれぞれ考えが違うことを生徒自身が理解し、集団生活を送る中でお互いに高め合える人間関係づくりができるよう支援する。

##### 【具体的な取組】

- ・ 生活アンケートや心のアンケートだけでなく、日々の生活において生徒がいつでも悩みを相談できるように、タブレット端末を活用してハートフルアンケートを実施する。
  - ・ チーム学習を授業の中に適宜取り入れ、お互いの考えを共有する活動を設けることで、自分とは違った価値観に触れられる機会を設ける。
  - ・ 道徳の時間に、お互いの良さを見つけるなど、仲間を理解する内容を扱うことで自己肯定感を高められるようにする。
  - ・ SOSの発信の仕方や受け止め方を実際に体験する活動を取り入れ、自分や仲間が困ったときや悩んだ時にどのように対応したらよいのかを考える活動を設ける。
- 上記を踏まえ(3)の取組を進めていく。

### (3) いじめに関する取組について

#### ① いじめの未然防止

- ア 生徒同士のかかわりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の主体的な活動を認め、チーム学習を軸とした自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、エンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなどの体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### ② いじめの早期発見

- ア 休み時間や放課後などに生徒の様子に目を配り、生徒と一緒に過ごす機会を積極的にもち、生徒理解に努める。
- イ いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年5回以上）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 生徒が悩みをいつでも相談できるように、タブレット端末を活用したハートフルアンケートを実施する。
- エ 保護者用の生活アンケートを定期的実施（年2回）し、問題の早期発見や解決に努める。
- オ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- カ 「生活ノート」を通して、生徒とのコミュニケーションを図り、生活の現状把握に努める。
- キ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

#### ③ いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの解消は、いじめが止んでいる状態が相当の期間（原則3カ月を目途）継続し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかで判断する。
- エ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 加害生徒の保護者にも、いじめは犯罪であるということを丁寧に説明し、協力を得る。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や関係諸機関等とも連携して行う。

## 4 組織による情報の共有化

- (1) 教師一人で抱え込まず、学年主任及び学年生徒指導担当者等と情報を共有し、管理職に指導方針を報告・相談する。
- (2) 「役職・学年主任打ち合わせ」（週1回）、「生徒指導情報交換会」（週1回）、全職員参加の「いじめ・長期欠席者情報交換会」（月1回）、役職やスクールカウンセラー等で構成する「いじめ・長期欠席者対策委員会」（学期1回）を開き、学年・学校間の情報を早期に収集し、共通理解の基、事前に適切な指導ができるように努める。
- (3) 必要に応じて、役職やスクールカウンセラー等で構成する「臨時いじめ対策委員会」を開く。

## 5 重大事態への対応

いじめ重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
  - (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家・学校評議員を加えるなどして対応する。
  - (3) 調査結果については被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。(※市への報告もあります)

## 6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(2月)し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 年間計画の見直しを行う。

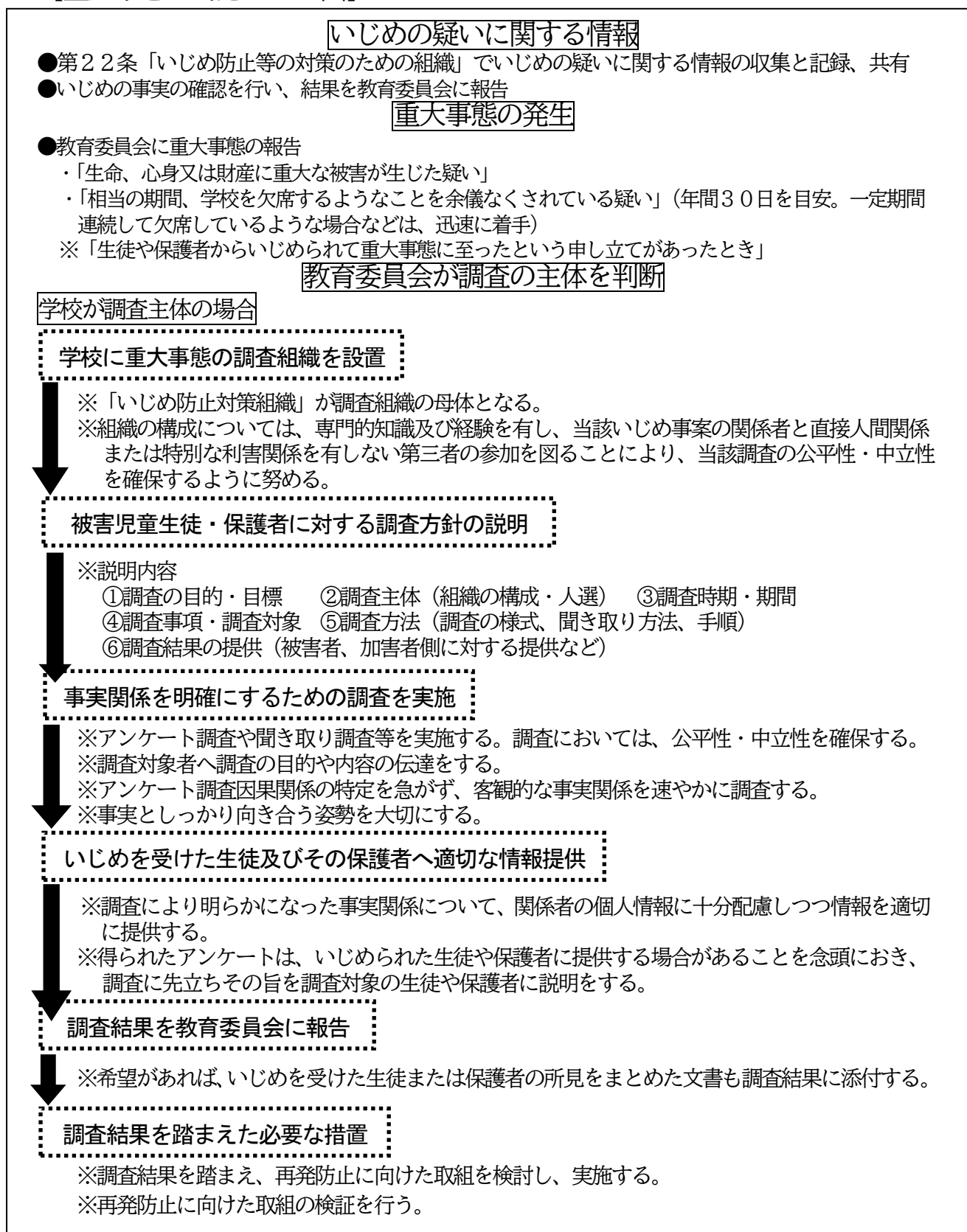
## 7 いじめ相談電話・外部の相談機関の紹介

○ 電話による相談窓口						
相談窓口	対象者	電話番号	相談時間			
キッズ岡崎こころの電話相談	児童生徒	0564-83-5660	火曜日～金曜日 12時～19時 土曜日 12時～16時30分			
岡崎市子ども・若者総合相談センター(わかサポ)	岡崎市にお住まいの39歳までの人	0564-64-6665	平日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)			
チャイルドライン	18歳までの人	0120-99-7777	毎日 16時～21時			
24時間子どもSOSダイヤル	児童生徒とその保護者	0120-0-78310	毎日 24時間対応			
子どもの人権110番	—	0120-007-110	平日 8時30分～17時15分 毎日 10時～22時 (年末年始除く)			
教育相談こころの電話	青少年とその保護者	052-261-9671	平日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)			
一般教育相談	児童生徒とその保護者及び関係教職員等	0561-38-2217	平日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)			
ヤングテレホン	20未満の人とその保護者	052-764-1611	平日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)			
こころの健康相談統一ダイヤル	だれでも	0570-064-556	毎日 9時～16時30分			
よりそいホットライン	だれでも	0120-279-338	毎日 24時間対応			
いのちの電話	だれでも	0120-783-556	毎日 16時～21時			
名古屋いのちの電話	だれでも	052-931-4343	毎月 10日 8時～翌日 8時			
あいち自殺防止センター	だれでも	052-870-9090	毎週金曜日 20時～23時			
○ Eメールによる相談窓口						
相談窓口	対象者	URL	QRコード			
いのちの電話みんなのインターネット相談	だれでも	<a href="https://www.inochinodenwa-net.jp/">https://www.inochinodenwa-net.jp/</a>				
○ SNSによる相談窓口						
相談窓口	対象者	相談時間	LINE	Twitter	Facebook	チャット
生きづらびっと	だれでも	月・火・木・金・日曜日 17時～22時30分 水曜日 11時～16時30分			—	
チャイルドライン	18歳までの人	毎週木・金・第3土曜日 16時～21時	—	—	—	
こころのほっとチャット	だれでも	毎日 第1部 12時～16時 第2部 17時～21時 毎月1回 最終土～日曜日 21時～6時 7時～12時				
10代・20代の女性のためのLINE相談	10～20代の女性	月・水・木・金・土曜日 第1部 14時～18時 第2部 18時30分～22時30分		—	—	—

## 8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

### 【重大事態の対応フロー図】



<いじめ防止への取組の年間計画>

	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○情報共有・対応協議 ⇒いじめ事案の解消に向けての取組	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健教育(心と体の成長) ○新入生歓迎会	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○「生活アンケート」① ⇒教育面談⇒対策 ○ハートフルアンケート実施(随時)	○PTA総会、学年保護者会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○いじめ防止に関するHPの更新 ○公開授業
5月	D ○情報共有・対応協議 ○現職研修①「いじめの対応について」・「STOP the いじめアクションプラン」	○情報モラル指導(ネットモラル) ○伊賀川クリーンデー(1年) ○大運動会	○心のアンケート ⇒希望制で教育面談 ○WEBQUの実施(1回目)	○健全育成協議会 ○部活懇談会 ○公開授業
6月	C ○情報共有・対応協議	○思春期教室(2年)	○「生活アンケート」② ⇒教育面談	
7月	A ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○情報共有・対応協議	○学校保健委員会	○「心のアンケート」 ⇒希望制で教育面談	○個別懇談会 ○生活・いじめに関する保護者アンケートの配付
8月	P ○中間評価→検証	○全校河川美化活動	○夏休み明けアンケート	
9月	D ○情報共有・対応協議		○身体測定 ○「生活アンケート」③ ⇒教育面談	
10月	C ○現職研修②(ケーススタディ) ○情報共有・対応協議		○「心のアンケート」 ⇒希望制で教育面談 ○WEBQUの実施(2回目) ⇒1回目評価との比較・検証⇒対策	
11月	A ○情報共有・対応協議	○文化祭 ○合唱コンクール	○「生活アンケート」④ ⇒教育面談	
12月	P ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○情報共有・対応協議	○人権週間(道徳授業)	○「心のアンケート」 ⇒希望制で教育面談	○個別懇談会 ○生活・いじめに関する保護者アンケートの配付
1月	D ○情報共有・対応協議	○保健教育(命の大切さ)	○身体測定 ○「生活アンケート」⑤ ⇒教育面談	○PTA主催のあいさつ運動 ○個別懇談会(3年)
2月	C ○自己評価 ○情報共有・対応協議	○卒業を祝う会	○心のアンケート ⇒希望制で教育面談	○保護者への学校評価アンケート ○健全育成協議会
3月	A ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し		○「生活アンケート」⑥ ⇒教育面談(1、2年)	○個別懇談会(1、2年) ○学校関係者評価委員会での「自己評価」
通年	P ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○チーム学習 ○ハートフルデー	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。